

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの基本的考え方

企業は、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会というすべてのステークホルダーによって支えられている社会的存在であることを認識し、よき企業市民として法令等の社会規範を遵守するとともに、社会に対し公正かつ公平でなければなりません。

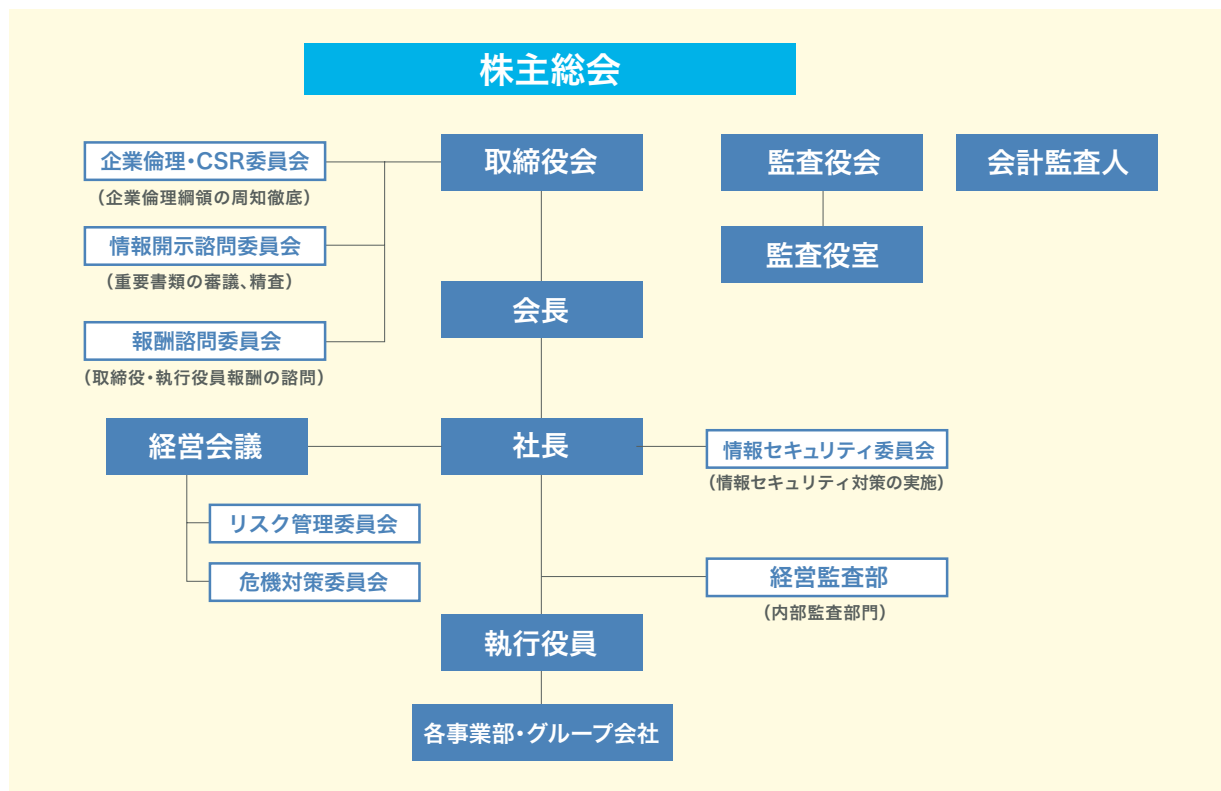
こうした企業の社会的責任を果たすためには、効率的かつ健全な企業活動を確保する企業統治体制(コーポレート・ガバナンス)の確立が重要であると当社は考えています。

コーポレート・ガバナンス体制の概要

企業は、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会に支えられた存在であるとの基本認識に立ち、当社は、経営の遵法性、透明性、健全性を確保し経営目標を達成するため、次の経営体制を確立しております。

- 1 取締役会機能の強化および責務の厳格化のため、取締役会を少人数構成(7名)とし、利害関係のない社外取締役(1名)を招聘するとともに、取締役任期を1年としております。
- 2 執行役員制度の採用により、経営の意思決定および業務監督機能と業務執行機能を分離し、迅速な業務執行を図っております。
- 3 監査役制度を採用するとともに、経営の監視機能を強化するため、利害関係のない過半数の独立した社外監査役(5名中3名)を招聘しております。
- 4 取締役会の諮問機関として、企業倫理・CSR委員会、情報開示諮問委員会、報酬諮問委員会を設置しております。

TDKコーポレート・ガバナンス体制



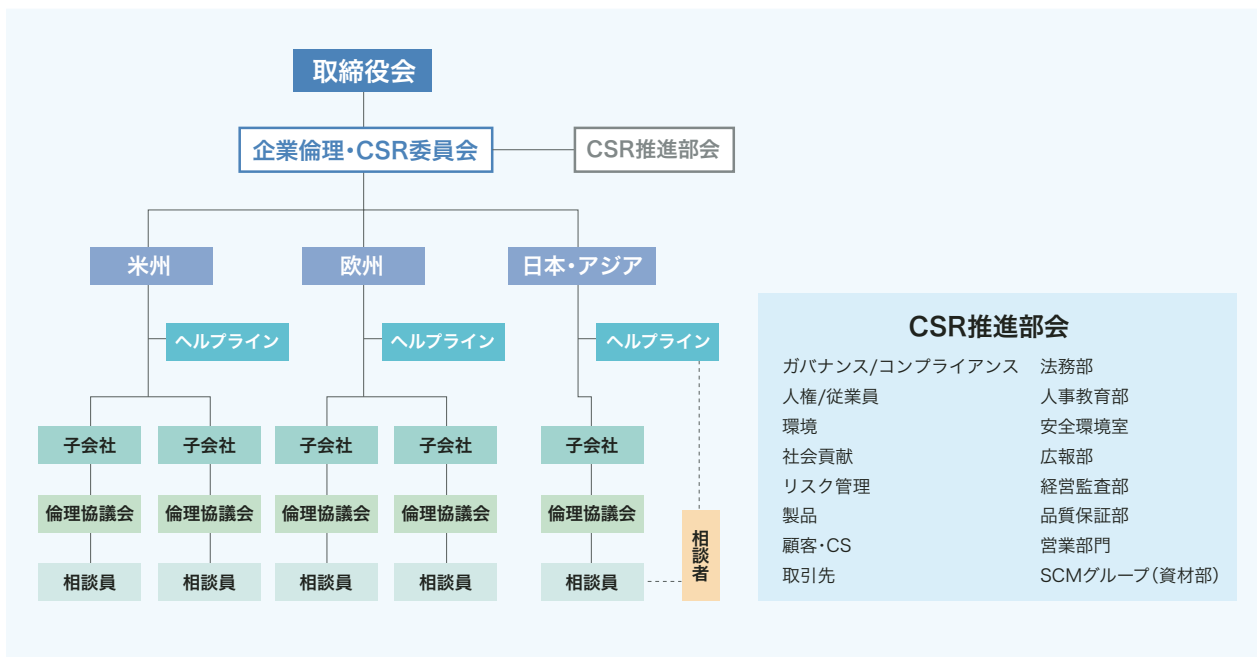
コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組み

企業倫理・CSR委員会

当社では2002年、企業倫理綱領を制定し、公正、公平、法律遵守、地球環境保護など、TDKグループ企業に勤める者の行動上の指針を示しています。そして、同年より企業倫理委員会(=現企業倫理・CSR委員会)を設置して、全世界のTDKグループ企業における企業倫理綱領の遵守状況を調査し、違反の是正を行っています。また、相談窓口を各子会社に設け、さらにTDKグループの全従業員がいつでも自由に連絡できるヘルプラインを設置しています。さらに、TDKグループ企業での講習会、入社時教育、階層別教育など、倫理綱領を徹底するための教育を行っています。

CSR推進部会

CSRの推進を円滑に行う目的で、企業倫理・CSR委員会の下部組織としてCSR推進部会を設立しました。CSRに関する各部門の情報を共有化するとともに、関連する部門の課題抽出および改善に取り組みCSRという視点で経営品質の向上を図る活動を推進しています。



SOX法および日本版SOXへの対応

米国では、2000年代前半に企業不祥事が続発したことを受けて、コーポレート・ガバナンスに関する極めて厳しい法律であるサーベンス・オクスレー法(SOX法)が制定、施行され、米国で上場している外国企業にも適用されました。当社はCOSO*のフレームワークに基づき、内部統制の構築を徹底し、文書化整理や内部

監査制度の充実を図りながら、全社的な取り組みを進めた結果、遅滞なき対応を実現することができました。また2008年4月に施行される金融商品取引法第24条(いわゆる日本版SOX)についても、同様の取り組みを進め、万全を期しております。

*1992年に米国のトレッドウェイ委員会組織委員会(COSO)が発表した内部統制の“世界標準”となるフレームワーク。

リスク管理委員会

TDKグループとして、危機管理に加え、事業リスクへのマネージメントを強化し、事業活動が抱えるリスクに適切に対応するため、常務執行役員を責任者とする経営会議直属のリスク管理委員会を設立し、全社的なリスクマネージメント(ERM)の導入と推進を図っています。